

北上都心開発株式会社への行政関与に係る第三者委員会設置要領

令和8年3月9日市長決裁

(設置)

第1 令和7年度北上市一般会計補正予算(第9号)及び北上市駐車場事業特別会計補正予算(第2号)に対する附帯決議(以下「附帯決議」という。)に対応し、北上都心開発株式会社の経営危機から当該補正予算に至る一連の経緯における市の関与(以下「行政関与」という。)について検証するため、北上都心開発株式会社への行政関与に係る第三者委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行政関与の経緯を明らかにすること。
- (2) 附帯決議の趣旨を踏まえ、行政関与の適切性に係る検証を行うこと。
- (3) 前号の検証結果について、意見をとりまとめること。
- (4) その他設置目的の達成に必要な事項に関すること。

2 委員会は、前項の規定に基づき行った審議について、その結果を市長に報告するものとする。

(組織)

第3 委員会は、委員5人以内をもって組織し、学識経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4 委員の任期は、所掌事項の処理が終了したときまでとする。

(委員長)

第5 委員会に委員長を置き、委員の互選とする。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6 委員会は、市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会は、会議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(委員等の守秘義務)

第7 委員及び委員であった者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 前項の規定は、第6第3項の規定により会議に出席した者について準用する。

(会議の公開)

第8 会議は原則として公開とする。ただし、会議で契約及び法人の内部情報等に関する不開示情報を扱う際には、委員長の判断により非公開とすることができる。

(庶務)

第9 委員会の庶務は、企画部政策企画課において処理する。